

居宅介護支援重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 担当事業所 ゆとりえ指定居宅介護支援事業所
(所在地) 武蔵野市吉祥寺南町4丁目25番5号
(電話) 0422-72-0313 (FAX) 0422-72-0321
2. 担当介護支援専門員 氏名 (連絡先0422-72-0313)

3. ゆとりえ指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域等

介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 1373300027号)
サービスを提供する地域	武蔵野市全域
営業時間(平日・土曜日)	午前8時30分～午後5時15分
緊急連絡電話 0422-72-0313	上記時間外及び日曜日、祝日並びに12月29日 ～1月3日は、特別養護老人ホーム「ゆとりえ」に転送します。

(2) 同事業所の職員体制

管理者	1名			
介護支援専門員	4名以上(管理者含む)			
	＜内訳＞			
	介護福祉士	1名以上	看護師	1名
	社会福祉士	1名	精神保健福祉士	0名
	主任介護支援専門員	1名以上		

4. 相談、要望、苦情等の窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情、虐待対応、身体拘束適正化等および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承りますので下記窓口までお申し出ください。

相談、要望、苦情等の窓口

○担当 ゆとりえ在宅介護・地域包括支援センター センター長 樋口加織
○電話番号 0422-72-0313 FAX 0422-72-0321
受付時間は、月～土曜日 午前8時30分～午後5時15分です。
但し、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日は除きます。

その他の相談窓口

当事業所以外に、武蔵野市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

武蔵野市健康福祉部高齢者支援課介護保険係

介護サービス担当 電話 0422-60-1925

東京都国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口専用 電話 03-6238-0177(直通)

5. 料金規定(第 10 条関係)

(1)居宅介護支援利用料

居宅介護支援利用料については、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)の定めによるものとします。居宅介護支援利用料については、別紙の【居宅介護支援利用料金一覧表】の通り。

(2)解約料

居宅介護支援契約を解約する際には、解約料金はかかりません。

解約を希望される場合は、居宅介護支援サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。

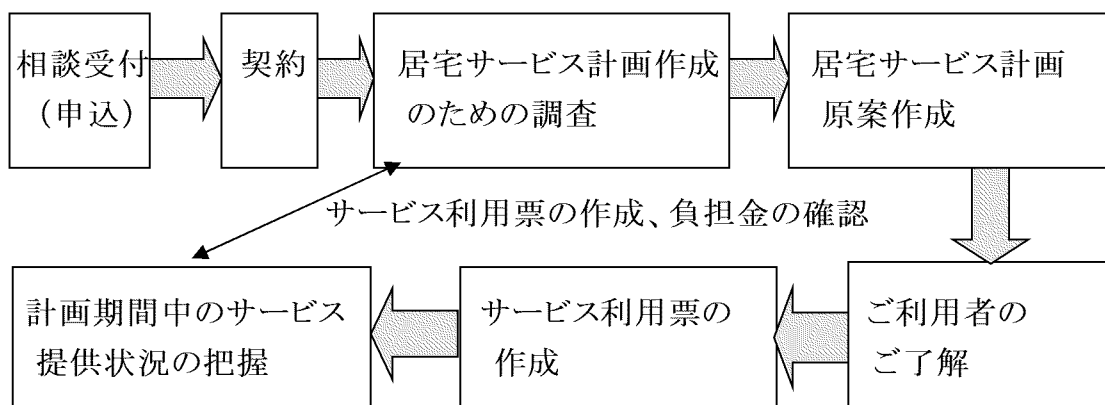
(3)交通費

当事業所職員が業務のため利用者の同意を得て、市外に出張した場合は交通費の実費が必要となります。

(4)その他

上記(1)について、「指定居宅介護支援事業に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号)の定めにより、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は減算されます。

6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



7. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

※要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書について

- ・ご利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。
- ・ご利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって

必要な居宅サービス提供のための支援を行います。

- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後にご利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
- ・ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙【介護サービス利用状況説明書】の通り。

(2) サービスの終了

ア ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

居宅介護支援サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援1・要支援2と認定された場合
- ・ ご利用者がお亡くなりになった場合、若しくは被保険者の資格を喪失した場合
- ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合

エ その他

ご利用者やご家族の方などが当所や当所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等)を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8. その他

- (1)事前に当事業所を通じて調整を行わず居宅サービス計画外のサービスを受けた場合は当事業所にその旨をご連絡下さい。
- (2)計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合や要介護認定を行なった場合、各種の減免に関する決定等を受けた場合、また生活保護・公費負担医療の受給資格に得喪があった場合については、速やかに当事業所にご連絡下さい。
- (3)居宅サービス事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なる場合には、当事業所にその旨ご連絡下さい。
- (4)居宅サービス計画に記載されている短期入所生活介護や短期入所療養介護の

利用にあたっては、利用前に当事業所にその旨ご連絡下さい。なお、やむを得ず連絡なしにご利用した場合、遅くとも月末までには当事業所にご連絡下さい。

＊当事業所に上記(1)(2)(3)(4)の連絡をいただけなかった場合は、法定代理受領の取扱いができずにご利用者が費用を立て替えなければならなくなり、支払いまでに日時を要することになります。

(5)入院時は、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関にご連絡下さい。

9. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 武蔵野	
代表者役職・氏名	理事長 渡邊昭浩	
本部所在地・電話番号	武蔵野市吉祥寺北町 4-11-16	TEL 0422-54-7666
定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業	3 事業
	第二種社会福祉事業	31 事業
	公益を目的とする事業	8 事業
高齢者施設・拠点等	特別養護老人ホーム	1 ケ所
	短期入所生活介護(介護予防含む)	1 ケ所
	通所介護(介護予防含む)	1 ケ所
	在宅介護支援センター	2 ケ所 (居宅介護支援事業所を併設)
	地域包括支援センター	2 ケ所
	ケアハウス	1 ケ所

.....

年 月 日

居宅介護支援事業ご利用にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

＜所在地＞ 武蔵野市吉祥寺南町 4 丁目 25 番 5 号

＜名 称＞ ゆとりえ指定居宅介護支援事業所 印

説明者 居宅介護支援事業所職員

氏 名 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援事業について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____